

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第40号

(所 管) 総務部 総務課

件 名	堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について
提 案 理 由	堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第93号）の一部改正をふまえ、教育委員会が任命する会計年度任用職員の基本報酬及び期末手当の規定について、市の他の会計年度任用職員との均衡を図るため、所要の改正を行うものである。
議案（報告）の概要又は要旨	1 改正の内容 (1) 講師の基本報酬の額を2,890円から2,960円に引き上げるもの (2) 会計年度任用職員の期末手当について令和5年12月以降に支給するものの支給割合を100分の125から100分の130に引き上げるもの (3) 規定の整備を行うもの 2 施行期日等 ・公布の日から施行する。ただし、1(1)に係る改正規定については令和6年1月1日から施行する。 ・2(2)に係る改正規定は令和5年12月1日から適用する。
備 考	
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 ■ 上記案により、公布する。 □ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 □ その他（ ）

議案第40号

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則について、次のとおり改正する。

令和5年12月25日
堺市教育委員会
教育長 栗井明彦

(案)

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を
改正する規則

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第3号中「2, 890円」を「2, 960円」に改める。

第10条第1項第1号中「この条において」を削る。

第11条第1項中「100分の125」を「100分の130」に改める。

附則第3項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（継続職員の基本報酬に関する経過措置）」を付し、附則第4項の前の見出しとして「（堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正に伴う経過措置）」を付し、同項を次のように改める。

4 令和5年12月1日において別表の左欄に掲げるパートタイム会計年度任用職員であって、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「遡及対象職員」という。）以外の者に対する同年4月1日から同年12月31日までの間における勤務に係る基本報酬に関する第4条第1項の規定の適用については、同項中「市規則別表第1」とあるのは、「堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（令和5年規則第80号）による改正前の市規則別表第1」とする。

(1) 週勤務時間数が15時間30分以上である者

(2) 任用期間が6か月以上である者

附則中第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、第5項の前の見出しを削り、同項を附則第7項とし、同項の前の見出しとして「（継続職員の特例）」を付し、附則第4項の次に次の2項を加える。

5 前項の規定は、令和5年12月1日において遡及対象職員である者であって、同年4月1日から同年11月30日までの間に遡及対象職員でない期間（以下「不遡及期間」という。）があるものに対する同年4月1日から不遡及期間（そのものに不遡及期間が2以上あるときは、直近の不遡及期間とする。）の末日までの間における勤務に係る基本報酬について準用する。

6 市規則別表第1の左欄に掲げる職務の区分に該当するパートタイム会計年度任用職員に対する令和5年4月1日から同年12月31日までの間における勤務に係る基本報酬に関する第4条第3項の規定の適用については、同項の規定によりその例によることとされる市規則第3条第4項中「別表第1」とあるのは、「堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（令和5年規則第80号）による改正前の別表第1」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第3項第3号の改正規定は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第11条第1項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第5条 条例第3条第5項の任命権者が別に定めるパートタイム会計年度任用職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 講師</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬は時間額で支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第1項第8号に掲げる者 <u>2,890円</u> (期末手当を支給しない会計年度任用職員)</p> <p>第10条 市規則第9条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者には期末手当を支給しない。</p> <p>(1) 基準日において、1週間当たりの勤務時間数（任用期間において当該勤務時間数が一定でない者にあつては、その者の任用期間において平均した場合の1週間当たりの勤務時間数とする。以下<u>この条</u>において「週勤務時間数」という。）が15時間30分に満たない者（非常勤講師を除く。）</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>第5条 条例第3条第5項の任命権者が別に定めるパートタイム会計年度任用職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 講師</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬は時間額で支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第1項第8号に掲げる者 <u>2,960円</u> (期末手当を支給しない会計年度任用職員)</p> <p>第10条 市規則第9条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者には期末手当を支給しない。</p> <p>(1) 基準日において、1週間当たりの勤務時間数（任用期間において当該勤務時間数が一定でない者にあつては、その者の任用期間において平均した場合の1週間当たりの勤務時間数とする。以下「週勤務時間数」という。）が15時間30分に満たない者（非常勤講師を除く。）</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

2・3 (略)

(時間額パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第11条 市規則第4条第1項第2号に規定する時間額パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、市規則第9条第3項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額とする。

2 (略)

附 則

1・2 (略)

(経過措置)

3 (略)

4 前項の規定に基づき基本報酬の支給を受ける者に対する第11条第1項の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」とする。

2・3 (略)

(時間額パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第11条 市規則第4条第1項第2号に規定する時間額パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、市規則第9条第3項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額とする。

2 (略)

附 則

1・2 (略)

(継続職員の基本報酬に関する経過措置)

3 (略)

(堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

4 令和5年12月1日において別表の左欄に掲げるパートタイム会計年度任用職員であって、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「遡及対象職員」という。）以外の者に対する同年4月1日から同年12月31日までの間における勤務に係る基本報酬に関する第4条第1項の規定の適用については、同項中「市規則別表第1」とあるのは、「堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（令和5年規則第80号）による改正前の市規則別表第1」とする。

(1) 週勤務時間数が15時間30分以上である者

(2) 任用期間が6か月以上である者

<p>(新設)</p>	<p><u>5 前項の規定は、令和5年12月1日において遡及対象職員である者であって、同年4月1日から同年11月30日までの間に遡及対象職員でない期間（以下「不遡及期間」という。）があるものに対する同年4月1日から不遡及期間（そのものに不遡及期間が2以上あるときは、直近の不遡及期間とする。）の末日までの間における勤務に係る基本報酬について準用する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>6 市規則別表第1の左欄に掲げる職務の区分に該当するパートタイム会計年度任用職員に対する令和5年4月1日から同年12月31日までの間における勤務に係る基本報酬に関する第4条第3項の規定の適用については、同項の規定によりその例によることとされる市規則第3条第4項中「別表第1」とあるのは、「堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（令和5年規則第80号）による改正前の別表第1」とする。</u></p>
<p><u>(継続職員の特例)</u></p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p>	<p><u>(継続職員の特例)</u></p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p>